（指定試験機関の名称の変更等の届出）

第十一条　指定試験機関は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更後の指定試験機関の名称若しくは主たる事務所の所在地又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は終了しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

（役員の選任及び解任）

第十二条　指定試験機関は、法第十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　選任に係る者の氏名及び略歴又は解任に係る者の氏名

二　選任又は解任の理由

（試験事務規程の記載事項）

第十三条　法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　試験の実施の方法に関する事項

二　受験手数料の収納の方法に関する事項

三　合格証書の授与及び再交付に関する事項

四　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

五　試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務規程の認可の申請）

第十四条　指定試験機関は、法第二十四条第一項において読み替えて準用する通訳案内士法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2　指定試験機関は、法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由